

回 覧

平成31年2月6日

奏の杜集会所ご利用のしおり

1. 登録&申し込み&納付

1) 登録

・使用希望者は、「奏の杜集会所使用グループ登録申込書」に必要事項を記入し、①メール②FAX③郵送④投函のいずれの方法にて、奏の杜集会所運営委員会へ提出してください。

①メール:kanadenomori2014@yahoo.co.jp

②FAX:047-493-5973

③郵送:275-0028 習志野市奏の杜2-1-1

一般社団法人奏の杜パートナーズ 集会所運営委員会宛

④投函:奏の杜集会所(習志野市奏の杜3-8-6)の郵便ポスト

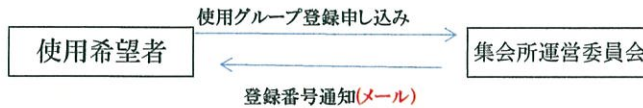
☆「奏の杜集会所使用グループ登録申込書」は、ホームページのかわら版からダウンロードしてください。(PDF)

奏の杜ホームページ <http://www.kanadenomori.jp>

また、集会所の掲示板付近にも設置しておりますのでご利用ください。

・使用登録グループは、「5名以上」かつ「メンバーの過半数が奏の杜パートナーズの正会員およびその家族」であることが条件です。(使用細則第2条)

☆運営委員会において、登録が完了しましたら、「登録番号」をメールにて通知します。



・登録申し込みは、年2回(4月、10月)とします。(当面の間は随時受付ます。)

2) 使用申し込み

・登録を完了したグループは、翌月使用分の使用申し込みを毎月1日～5日に「奏の杜集会所使用申込書」に必要事項を記入し、奏の杜集会所の郵便ポストへ投函してください。

・毎月原則10日までに、使用者を決定(複数の場合抽選)し、奏の杜ホームページ(「**奏の杜集会所**」フォルダ)にスケジュール表へ登録番号を掲載(あわせて集会所掲示板にも掲示)することで通知とします。

・各グループの使用申込コマ数は、当面の間、月2コマまでとします。

☆「奏の杜集会所使用申込書」は、ホームページのかわら版からダウンロードしてください。(PDF)

奏の杜ホームページ <http://www.kanadenomori.jp>

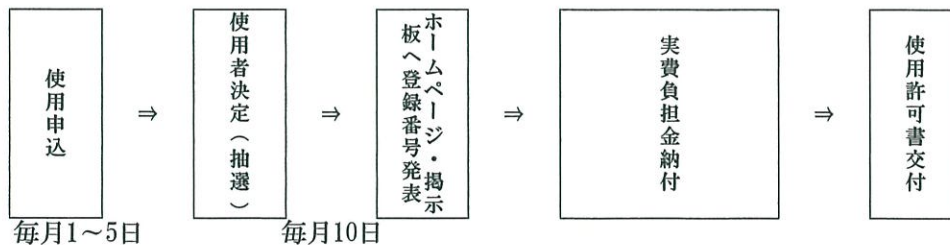
3) 実費負担金の納付

・毎月原則10日～15日(土日・祝日の場合は別途連絡)、10:00～16:00に事務所において、実費負担金(1利用単位1部屋200円)を納入し、

「使用許可書」(運営委員会印&領収印)を受領して申し込み完了とします。

☆期間内に手続きがされなかった場合は、使用できませんのでご注意ください。

☆また、一度納めた実費負担金は原則お返しできません。



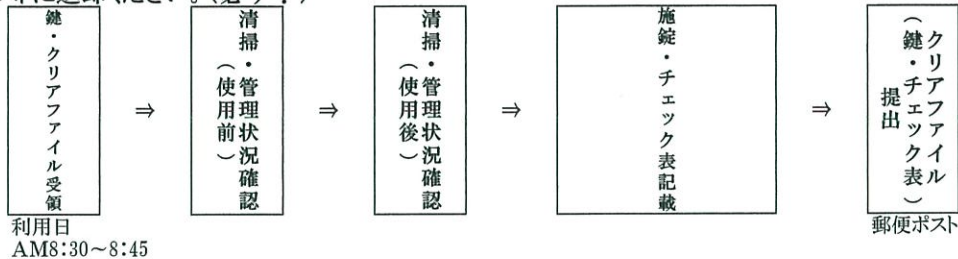
2. 利用にあたって

1) 鍵・ファイルの受取り

- ・使用者は、使用日の朝8:30～8:45に集会所にて、使用許可書(押印済)を提示の上、管理者から、玄関入口の**鍵入りクリアファイル&チェック表**を受け取ってください。
- 当日鍵を受け取らないグループは使用できませんのでご注意ください。
- ※但し、事前にキーボックスの暗証番号の連絡を受けた使用者は、その限りではない。

2) 使用前、使用後の確認・施錠、鍵返却およびチェック表提出

- ・使用者は、使用前および使用後の清掃・管理状況を「チェック表」にて確認・記載し退出時に玄関の施錠を行い、クリアファイルに「鍵」「チェック表」を入れて集会所の郵便ポストに返却ください。(必ず!)



3. その他

1) 貸出施設および使用時間(使用細則第3条)

貸出施設

- 1階 集会室A ※ABあわせて大集会所として使用可。
- 集会室B
- 2階 会議室1
- 会議室2

添付写真、建物平面図参照

※机、いす等は各部屋の物入れにありますので、使用後は必ず元に戻してください。

使用時間(使用単位)

- 午前の部(AM9:00～12:00)3時間
- 午後の部(PM1:00～5:00)4時間
- 夜間の部(PM6:00～8:00)2時間

なお、現在は「夜間の部」の申込みは受け付けていません。

2) 休館日(使用細則第4条)

集会所の休館日は以下の通りです。

- ・年末年始(カレンダーに順じて告知します)
- ・日曜、祝日
- ・その他運営委員会が定める日(事前に周知する)

なお、使用上の注意事項等について、「奏の杜集会所使用規則」「奏の杜集会所使用細則」の内容をよくご確認ください。

☆「奏の杜集会所使用申込書」は、ホームページのかわら版からダウンロードできます。(PDF)

奏の杜ホームページ <http://www.kanadenomori.jp>

<<使用までの流れ>>

グループ登録申込

↓ ↑

グループ登録完了

登録グループ番号を通知・・・この番号によって使用申込をする

使用申込

毎月1日～5日

指定の用紙に必要事項を記入し、指定個所に提出

使用者決定

毎月10日

当選発表 重複した場合は、抽選
HP集会所掲示板に、翌月の使用予定者リストを発表・掲示
申込グループが各自でHP、集会所掲示板にて確認
(運営委員会から個別通知はしない)

負担金納付

毎月10日～15日
10:00～16:00

当選したグループは、毎月決められた期間内(概ね10～15日)
平日の10:00～16:00に、事務所において実費負担金を納付。
使用許可書を交付される。

使用当日
AM8時30分～8時45分

集会所前にて、使用許可書を提示し、鍵等を受領する。